

愛媛県司法書士会・愛媛県土地家屋調査士会合同会館管理運営要綱

第1章 目的

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県司法書士会（以下「司法書士会」という。）・愛媛県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）合同会館管理運営規則第1条の趣旨に沿い、ラベンダーホールの適正且つ円滑な運営をとおして、合同会館の内部的利用の調整を図ることを目的とする。

第2章 司法書士会又は調査士会の利用

(適用)

第2条 この章は、ラベンダーホールを利用しようとする者が、司法書士会若しくは調査士会又はその内部組織若しくは下部組織である場合に適用する。

(利用申込)

第3条 ラベンダーホールを利用しようとする者は、利用目的、利用予定者及び予想参集者を明らかにし、利用責任者1名以上を定め、利用しようとする日時の日時までに、申込書を合同委員会に提出して申込まなければならない。ただし、やむを得ない事情により、司法書士会・調査士会合同会館利用要綱（以下「利用要綱」という。）第3条所定の日時でない日時（以下「閉館時内」という。）に緊急に利用する必要があるときは、利用終了後速やかに合同委員会に申込書を提出して事後申込することをもって足りる。

- 2 申込者は、第1項の日時を変更しようとするときは、その旨を合同委員会に申出なければならない。
- 3 申込にかかる利用日時が、自己の申込より先にその利用日時に重なるラベンダーホールの利用の申込（利用要綱に基づく申込を含む。以下同様とする。）がある場合は、その日時について第1項の申込を受け付けることができない。ただし、仮受付を妨げない。
- 4 前項の規定は、第2項の申出の場合に準用する。
- 5 第4項に該当する場合であっても、やむを得ない事情があるときは、利用しようとする者は、委員長に他の者の申込にかかる利用日時との調整を要望することができる。
- 6 利用の目的が、公序良俗に反するおそれがあると認められる場合又は合同会館若しくは近隣の秩序若しくは平穩を害するおそれがあると認められる場合は、申込をすることはできない。
- 7 委員長が前項に違反した申込であると認定したときは、その申込は無効とする。

(利用料)

第4条 ラベンダーホールの利用料は、管理費、光熱費等の実費相当として、利用要綱別表のとおりとし、管理担当事務局へ納めなければならない。

2 利用開始後に利用をとりやめたとき又は利用を禁止されたときは、申込者は既に納め終えた利用料の返還を請求することはできない。ただし、一時も利用していない日に相当する分の利用料については、この限りでない。

(利用日時の延長)

第5条 申込者は、ラベンダーホールの利用中、管理担当事務局に届出て、第3条第4項に規定する日時でない限り、利用日時を延長することができ、この場合の利用料は、前条のとおりとする。ただし、利用日時が閉館時内である場合は、その届出は、第8条ただし書きに規定する報告と同時に行うべきものとする。

(鍵の管理)

第6条 閉館時内に利用する場合は、利用責任者は会員として所属するそれぞれ両会の事務局から、出入鍵1個を預かることができる。この場合、利用終了後速やかに、その出入鍵を返還しなければならない。

(出展料)

第7条 申込者は、ラベンダーホールの利用に関し、利用目的に沿う範囲内で営利事業者に出展させ、出展料（名目の如何に関わらず、それに類するものを含む。）を徴収することができる。

(利用終了報告)

第8条 ラベンダーホールの利用を終了したときは、利用責任者は直ちに管理担当事務局へ報告しなければならない。ただし、利用日時が閉館時内である場合は、その報告は速やかに行うべきものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者が、故意又は過失により合同会館又は合同会館内にあるべきの物について、毀損、滅失、紛失、盗難、焼失等の事態を生ぜしめたときは、利用責任者は直ちにその旨を管理担当事務局へ届出るとともに、申込者（内部組織又は下部組織であるときは、その包括組織又は上部組織を含む。）はその損害を賠償しなければならない。ただし、利用日時が閉館時内である場合は、その届出は速やかに管理担当事務局又は委員長へ行わなければならないものとする。

(利用要綱の準用)

第10条 利用要綱第2条第1項別紙、第6条（第3号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第12号を除く。）及び第7条第2項の規定は、この章による利用の場合に準用する。

(利用の禁止)

第11条 この章の規定に違反するおそれのあるとき若しくは違反したときは、委員長はいつでも利用を制限し又は禁止することができる。

第3章 関連団体の利用

(適用)

第12条 この章は、ラベンダーホールを利用しようとする者が、司法書士会若しくは調査士会の関連団体又はその内部組織若しくは下部組織である場合に適用する。

(関連団体の範囲)

第13条 司法書士会の関連団体は、次の団体とする。

- (1) 社団法人愛媛県公共嘱託登記司法書士協会
- (2) 愛媛司法書士政治連盟
- (3) 社団法人成年後見センター・リーガルサポートえひめ

2 調査士会の関連団体は、次のとおりとする。

- (1) 社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- (2) 愛媛県土地家屋調査士政治連盟

(利用申込)

第14条 ラベンダーホールを利用しようとする者は、利用目的、利用予定者及び予想参集者を明らかにし、利用責任者1名以上を定め、利用しようとする日時の前日までに、申込書を合同委員会に提出して申込まなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この申込は利用しようとする日時の当日まで行うことができ、また、やむを得ない事情により、閉館時内に緊急に利用する必要があるときは、利用終了後速やかに合同委員会に申込書を提出して事後申込することをもって足りる。

2 申込者は、第1項の日時を変更しようとするときは、その旨を合同委員会に申出なければならない。

3 申込にかかる利用日時が、自己の申込より先にその利用日時に重なるラベンダーホールの利用の申込がある場合は、その日時について第1項の申込を受け付けることができない。ただし、仮受付を妨げない。

4 前項の規定は、第2項の申出の場合に準用する。

5 第4項に該当する場合であっても、やむを得ない事情があるときは、利用しようとする者は、委員長に他の者の申込にかかる利用日時との調整を要望することができる。

6 利用の目的が、公序良俗に反するおそれがあると認められる場合又は合同会館若しくは近隣の秩序若しくは平穩を害するおそれがあると認められる場合は、申込をすることはできない。

7 委員長が前項に違反した申込であると認定したときは、その申込は無効とする。

(利用料)

第15条 ラベンダーホールの利用料は、管理費、光熱費等の実費相当として、利用要綱別表のとおりとし、管理担当事務局に納めなければならない。なお、利用料の負担は、申込者及びその代表者が連帯して負担しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者が、故意又は過失により合同会館又は合同会館内にあるべきの物について、毀損、滅失、紛失、盗難、焼失等の事態を生ぜしめたときは、利用責任者は直ちにその旨を管理担当事務局へ届出るとともに、申込者（内部組織又は下部組織であるときは、その包括組織又は上部組織を含む。）及びその代表者は連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、利用日時が閉館時内である場合は、その届出は速やかに管理担当事務局又は委員長へ行わなければならないものとする。

(前章の準用)

第17条 第5条乃至第8条、第10条及び第11条の規定は、この章による利用の場合に準用する。

第4章 会員又は会員の構成する団体の利用

(適用)

第18条 この章は、ラベンダーホールを利用しようとする者が、司法書士会若しくは調査士会の会員又は構成員全員が司法書士会若しくは調査士会の会員である団体の場合に適用する。

(利用申込及び承認)

第19条 ラベンダーホールを利用しようとする者は、利用目的、利用予定者及び予想参集者を明らかにし、利用責任者1名を定め、利用しようとする日時の7日前までに、申込書を合同委員会に提出して申込まなければならない。

- 2 委員長においてやむを得ない事情があると認めた場合は、前項の申込は利用しようとする日時の前日まで行うことができる。
- 3 申込者は、第1項の日時を変更しようとするときは、その旨を合同委員会に申出なければならない。
- 4 申込にかかる利用日時が、自己の申込より先にその利用日時に重なるラベンダーホールの利用の申込がある場合は、その日時について第1項の申込を受け付けることができない。ただし、仮受付を妨げない。
- 5 前項の規定は、第3項の申出の場合に準用する。
- 6 利用の目的が、公序良俗に反するおそれがあると認められる場合、合同会館若しくは近隣の秩序若しくは平穩を害するおそれがあると認められる場合又は営利、宗教若しくは政治に関わるものであると認められる場合は、申込をすることはできない。
- 7 委員長が前項に違反した申込であると認定したときは、その申込は無効とする。

(利用料)

第20条 利用要綱第4条の規定は、この章による利用の場合に準用する。

(利用日時の延長)

第21条 申込者は、ラベンダーホールの利用中、管理担当事務局の許可を得て、前条第4項に規定する日時でない限り、利用日時を延長することができる。この場合、閉館時内に利用中に、利用日時を延長する場合は、利用終了後速やかに、その旨を管理担当事務局へ届出て、あわせて延長した期間に相当する利用料を納めることをもって足りる。

(損害賠償)

第22条 利用者が、故意又は過失により合同会館又は合同会館内にあるべきの物について、毀損、滅失、紛失、盗難、焼失等の事態を生ぜしめたときは、利用責任者は直ちにその旨を管理担当事務局へ届出るとともに、申込者、その代表者、利用責任者及び利用者は連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、利用日時がである場合は、その届出は速やかに管理担当事務局又は委員長へ行わなければならないものとする。

(利用の禁止)

第23条 この章の規定に違反するおそれのあるとき若しくは違反したとき又は承認を得た目的以外に利用するおそれのあるとき若しくは利用したときは、いつでもこの要綱による承認又は許可を取消することができる。

(第2章の準用)

第24条 第6条及び第8条の規定は、この章による利用の場合に準用する。

(利用要綱の準用)

第25条 利用要綱第2条第1項別紙、第6条(第8号及び第12号を除く。)及び第7条第2項の規定は、この章による利用の場合に準用する。

第5章 雑則

(利用申込の調整)

第26条 第3条第6項又は第14条第6項の調整の要望を受けた委員長は、要望者及び被調整者(利用要綱による申込者を含む。)の意見を聴いて、副委員長と協議のうえ、やむを得ない事情があると認めるときに限り、被調整者に対してその利用日時を他の日時に変更すべき旨を勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が、その勧告に応じない場合は、委員長は合同委員会の決議により、その利用日時を他の日時に変更する処置をとることができる。

(異議の申立ての禁止)

第27条 この要綱による不承認、取消、不許可、無効認定、禁止、制限、日時変更処置及び不勧告に対しては、異議を申し立てることができない。

(改廃)

第28条 この要綱の改正は、合同委員会の決議による。

2 この要綱の廃止は、両会の理事会の決議を要する。

(疑義)

第29条 この要綱について疑義が生じたときは、両会の友好、協調を旨として、委員長の決するところによる。

附則

1 この要綱は、平成17年4月15日から施行する。